

特定非営利活動法人市民活動支援機構ぼらんぽ 会員規程

特定非営利活動法人市民活動支援機構ぼらんぽ（以下「本会」という）定款第3章に定める会員の入退会手続き及び会費等について、次のとおり定める。

（種別）

第1条 本会の会員は、次の2種とする。

（1）正会員

（2）賛助会員

- 2 正会員は、本会の目的に賛同して入会した個人及び団体とし、特定非営利活動促進法上の社員となる。
- 3 賛助会員は、本会の目的に賛同し援助するために入会した個人及び団体とする。

（入会）

第2条 本会の会員として入会を希望するものは、代表理事が別に定める入会申込書に必要事項を記入し、代表理事に申し込むものとする。

- 2 会員の入会については、特に条件を定めない。
- 3 代表理事は、正当な理由がない限り、入会を希望した者の入会を認めなければならない。
- 4 代表理事は、入会を希望した者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

（入会金及び会費）

第3条 会員は、入会金及び会費を納入しなければならない。

- 2 入会金及び会費の額は、次のとおりとする。

種別	入会金	年会費
正会員（個人）	1,000円	2,000円
正会員（団体）	5,000円	5,000円
賛助会員（個人）	1,000円	2,000円
賛助会員（団体）	5,000円	5,000円

- 3 年会費は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1か年の会費をいう。
- 4 既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は、返還しない。

（会員の資格の喪失）

第4条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第5条 会員は、代表理事が別に定める退会届を代表理事に提出して、任意に退会することができる。

2 退会届の様式は、任意とする。

3 代表理事は、会員が次条各号の一に該当するおそれのあるときは、理事会の議決を経て、当該会員に対して、退会の勧告をすることができる。

(除名)

第6条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(改正)

第7条 この規程は、理事会の議決により、改正することができる。

附則

1 この規程は、2010（平成22）年1月18日に施行する。